

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

#### 1. 基本的な考え方

当社はコーポレートガバナンスの充実を経営の最重点課題の一つと考えており、経営の透明性、公正性、効率性を高めることで企業価値の継続的な向上を目指しております。

#### 2. 基本方針

##### (1) 株主の権利・平等性の確保

株主の権利行使のために必要な情報を適時・的確に提供するとともに、議決権行使の環境整備に努め、実質株主を含む外国人株主、その他少数株主など様々な株主の権利・平等性の確保に努めます。

##### (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

お客様、取引先、従業員、債権者、地域社会、美容業界関係者等のステークホルダーとの適切な協働に努め、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重します。

##### (3) 適切な情報開示と透明性の確保

法令に基づき、四半期ごとに会社の財政状況・経営成績等の財務情報を開示するとともに、経営戦略・中期ビジョン等の非財務情報についても主体的、積極的に開示に努めます。また、これらの情報が株主との建設的な対話の基盤となることを踏まえ、その正確性や分かりやすさに最大限配慮します。

##### (4) 取締役会の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と継続的な企業価値の向上、収益力や資本効率の改善を図るため、以下をはじめとする役割・責務を果たします。

・ 当社の経営理念、中期ビジョンを策定し当社戦略の方向性を明確に示し、遂行します。

・ 内部統制システム、リスク管理体制を整備し、経営陣による適切なリスクテイクを支えます。

・ 監査役設置会社として、独立社外監査役が過半数を占める監査役会による監査を行い、さらに独立社外取締役が過半数を占める指名委員会及び報酬委員会を任意で設置することで、独立社外役員が独立した客観的な立場から取締役に対する実効性の高い監督を行います。

##### (5) 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、代表取締役、財務担当取締役による様々なIR活動を行い、株主を含むステークホルダーとの建設的な対話に努めます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-3】資本政策の基本的な方針

当社は持続的成長のため、必要と判断されるタイミングでの迅速な投資を可能とするバランスシートマネジメントを実践します。また、過剰資産や総資本回転率を始めとした各種回転率等の定期的な検証により、迅速な投資を下支える強固な財務基盤を維持します。

株主への利益還元については、配当性向40%を目安とした安定的な配当を実施します。また、市場環境と自社の株価水準を考慮した上で、適宜株式分割を実施し流動性を高めます。

成長投資と安定した株主還元を両立させ、持続的な企業価値向上に努めてまいります。

#### 【原則1-4】いわゆる政策保有株式

##### 1. 当社の政策保有に関する方針

当社が保有する政策保有株式は、原則短期的売買の対象とはいたしません。また、関係会社株式ではない株式であり、株式を保有することにより事業の拡大等が期待される銘柄について総合的な検討を踏まえ保有することを方針としております。ただし、その保有効果が見込めない状況になった場合、売却を検討いたします。

##### 2. 当社の政策保有株式の議決権行使の基準

当社の政策保有株式につきましては、議決権行使の統一的な対応基準は策定しておりませんが、保有目的、当該会社の経営・財務状況を勘案した上で議決権を行使しております。

株主価値が大きく毀損される事態やコーポレートガバナンス上重大な懸念事項が生じている場合などを除き、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するよう議決権を行使いたします。中長期の視点で企業価値が向上するか、株主の利益を尊重しているかを判断の基準とし、議決権行使を行います。

#### 【原則1-7】関連当事者間の取引

取締役が子会社等(完全子会社を除く)の社長等を兼務し、取引の相手方となって当社と取引をする場合など、取締役の競業取引や利益相反取引については、取引内容を示して取締役会の承認を受けることとしております。(本報告書更新日現在、完全子会社を除く子会社はありません。)当社グループには当社株式の10%以上を保有する主要株主は存在しないため、主要株主と取引を行う際の承認手続きは定めておりませ

ん。

#### 【原則3 - 1】情報開示の充実

##### )- 経営理念

当社グループは『ミルボンは、ヘアデザイナーを通じて美しい生き方を応援する事業展開をします。美しい生き方、美しい髪は人の心を豊かにします。豊かな心は文化を育みます。文化を大切にすることは平和をもたらします。ミルボンはそう信じて事業展開を推進し、業界、ひいては世界の国・地域に貢献します。』を企業理念とし、事業領域を美容室、美容師に絞った事業活動を展開しております。

##### )- 中期ビジョン

当社グループは、2015年度(第56期)より、新たなブランドスローガン「美しさを拓く。Find Your Beauty」のもと、次の未来を見据えた中期的な経営ビジョン「中期5ヶ年事業構想(2015年～2019年)」を策定しております。その主な内容は以下のとおりです。

「教育を中心としたフィールド活動によって、世界の国・地域の美容に地域貢献し、日本発(初)、世界No1のグローバルプロフェッショナルメーカーをめざします。」をグローバルビジョンとして掲げ、以下のような取り組みを通じてグローバル化を推進します。

##### (1) グローバル組織態勢

多文化対応ネットワーク型のグループ企業経営を目指します。

##### (2) グローバル商品戦略

グローバル研究開発・生産態勢を構築します。

##### (3) グローバル人材育成

グローバルな視野でリーダーシップを発揮する、経営感覚のある次期グローバルリーダーを育成します。

##### (4) グローバル市場展開

アジア3本柱構想(日本、東アジア、東南アジア)と欧米のネットワークの構築によって、グローバル事業展開を加速します。

##### (5) グローバル財務戦略

営業活動により獲得したフリーキャッシュの約半分を、生産能力の増強、新規営業拠点の設立・増強、M&A投資、化粧品ビジネスへの投資等、今後のさらなる成長のために投資し、一方、株主還元としては、配当性向40%を目安に安定的に実施したいと考えております。また、資本効率率の目標として2019年度にROE12%以上を目指します。

このような取り組みを通して、当社グループは、「世界のヘア化粧品プロフェッショナル市場においてアジアNo.1、世界ベスト5入りをめざします。」を中期目標として掲げ、ヘアデザイナーと共に、世界の美容に貢献していきます。

)- コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「I. 1 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

)- 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きについては、本報告書の「II. 1【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

##### )- 取締役・監査役の指名の方針

当社の取締役会において、その出席者である取締役、監査役が経営戦略等の妥当性、実現にあたってのリスク等を客観的、多面的に審議し、執行状況を適切に監督、監査するためには、当社の事業領域である美容業界、美容室、美容師について、また、当社企業価値の源泉であるフィールドパーソンシステム、TAC製品開発システム、フィールド活動システムといった、ビジネスモデルについて、深い理解と経験が必要不可欠であります。さらに、それらを踏まえ、開発、営業、生産、管理等の専門性、見識を有することを、当社の社内出身の取締役・監査役の指名方針としております。

一方、社外取締役については、他の取締役、監査役及び当社と特段の利害関係を有せず、独立した立場であり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと等、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準とし、その上で、当社の企業経営、事業展開に資する実績、経験、知見を備え、取締役会において積極的な意見・提言を期待できること等を満たすことを、社外取締役候補者の指名方針としております。

また、社外監査役については、他の取締役、監査役及び当社と特段の利害関係を有せず、独立した立場であり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと等、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準とし、その上で、高い専門性と、その専門分野における多様な経験を備え、当社の監査役監査の強化と、客観性・中立性の確保に資することができることを、社外監査役候補者の指名方針としております。

取締役の指名については、「人事会議」を取締役会とは別に設置し、その会議で慎重に審議した指名案を、社外取締役を中心としたメンバーで構成される指名・報酬委員会に諮問します。指名・報酬委員会では、上記指名方針を含め、指名案につき検討し、取締役会に助言を行い、取締役会はその助言も参考に指名案を審議し決定します。

)- 取締役、社外監査役の選任理由は「第56期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類の第3号議案「取締役11名選任の件」及び第4号議案「監査役2名選任の件」に記載のとおりであります。社内出身の監査役につきましては、「第57期定時株主総会招集ご通知」第3号議案「監査役1名選任の件」にその選任理由を記載しております。

「第56期定時株主総会招集ご通知」はこちらのURLにおいて、([http://www.milbon.co.jp/ir/pdf/160224\\_56-shoushutsuchi.pdf](http://www.milbon.co.jp/ir/pdf/160224_56-shoushutsuchi.pdf))

「第57期定時株主総会招集ご通知」は、こちらのURLにおいて([http://www.milbon.co.jp/ir/pdf/170224\\_57-shoushutsuchi.pdf](http://www.milbon.co.jp/ir/pdf/170224_57-shoushutsuchi.pdf))、それぞれ開示しております。

#### 【原則3 - 2】外部会計監査人

当社では、監査役会や財務部門等の関連部門と連携し、監査日程や監査対応の確保に努め、外部会計監査人が適正な監査を行えるよう体制確保に努めております。

#### 【補充原則3 - 2】

)- 監査役会は外部会計監査人候補の評価に関し、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針(平成27年11月10日公益法人日本監査役協会)」を基準とし、外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っております。

)- 監査役会は外部会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。なお、現在の当社外部会計監査人である仰星監査法人は、独立性・専門性ともに問題はないものと認識しております。

#### 【補充原則3 - 2】

)- 監査役会は、外部会計監査人と事前協議を実施の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保しております。

- ）取締役会及び監査役会は、外部会計監査人から要請があれば、代表取締役をはじめ経営陣幹部との面談時間を確保して対応を行っております。
- ）監査役会は、会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人と監査役との連携を確保しております。また、常勤監査役は内部監査部と連携し、随時必要な情報交換を行うとともに、外部会計監査人は内部監査部と直接的な連携が取れるようになっているため、外部会計監査人が必要とする情報について随時開示が可能な体制となっております。
- ）取締役会は、代表取締役の指示により、各担当取締役が中心となり、不正・不備・問題点の調査・是正を行い、その結果を報告する体制としております。また、監査役会は、常勤監査役が中心となり、内部監査部や関連部門と連携をとり、調査を行うとともに、必要な是正を求めています。

【補充原則4 - 1】経営陣への委任の範囲の概要

取締役会は、法令により取締役会の専決とされる事項及び社内規程に定める重要な業務執行を決定し、それ以外の業務執行の権限を、社内規程に基づき、代表取締役決裁、担当取締役決裁、部門長決裁とに分けて委任しております。

定款及び法令で定めるもの以外の主要な取締役会決議事項は以下のとおりです。

- ・基本理念、コーポレートスローガン等、当社の経営に関する考え方を定める重要なもの
- ・中期事業構想
- ・主要な組織、拠点などの新設・改廃
- ・財務報告に係る内部統制基本方針、計画
- ・経営管理業務に関する重要な事項

【原則4 - 8】独立社外取締役の有効な活用

当社は現在2名の独立社外取締役を選任しております。両名とも取締役会において、それぞれの実績、経験を踏まえ、かつ中立、客観的な立場から有益な意見を述べ、取締役会の活性化に貢献しております。また、両名とも指名・報酬委員会のメンバーとして選定しており、今後さらに当社の企業価値向上、ガバナンス強化への貢献を期待しております。

なお、当社は現時点において、当面のところ取締役会の3分の1以上を独立社外取締役とする予定はありません。

【原則4 - 9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社の社外取締役の独立性判断基準及び資質については、本報告書の「【原則 3 - 1】iv) 取締役・監査役の指名の方針」に記載のとおりであります。

【補充原則4 - 11】取締役会の全体としての能力、多様性の考え方

今後グローバル化を加速する当社の事業活動において、取締役会が適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うために、性別、年齢、国籍の区別なく、また、本報告書の「【基本原則3 - 1】iv) 取締役・監査役指名の方針」に従い、候補者を選定しております。

取締役は定款により15名以内と定めており、現在は独立社外取締役2名を含む11名で構成されております。

【補充原則4 - 11】取締役、監査役の兼任状況

取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向け、兼任については合理的な範囲であると考えております。取締役及び監査役の重要な兼任状況は、「第57期定時株主総会招集ご通知」の事業報告及び株主総会参考書類の第3号議案「監査役1名選任の件」に記載しております。

また、この「第57期定時株主総会招集ご通知」は平成28年12月20日現在で当社普通株式を100株以上ご保有の株主様にお送りするとともに、以下のURLにおいて開示しております。 [http://www.milbon.co.jp/ir/pdf/170224\\_57-shoushutsuchi.pdf](http://www.milbon.co.jp/ir/pdf/170224_57-shoushutsuchi.pdf)

【補充原則4 - 11】取締役会実効性評価

当社の取締役会は年1回、取締役会の実効性に関する調査・分析を行い、結果について取締役会で共有し、改善策等を議論しております。平成29年2月に行いました、第57期(平成28年12月期)の取締役会の実効性に関する調査の方法と、その結果の概要は以下のとおりであります。

調査の方法

参加メンバーである取締役・監査役にアンケートを行い、さらに必要に応じてヒアリングを行いました。

結果の概要

取締役会のメンバー構成は適切であり、経営理念や事業戦略を強く意識した意見が活発に交換され、多面的な議論・審議が行われております。一方で取締役会に上程される議案に関する情報の整理、情報提供の時期、より多くのステークホルダーを意識することに改善の余地があるとの意見がありました。

【補充原則4 - 14】取締役、監査役のトレーニング方針

取締役、監査役のトレーニングについては、コーポレートガバナンスを実行するメンバーとしての役割を適切に果たすためのトレーニングを、最低年に1回実施しております。第57期は平成28年4月にリスク対応に関する勉強会を実施し、第58期はコンプライアンスに関する勉強会を実施する予定です。

また、特に新任の社外取締役、社外監査役に対しては、当社の属する業界、経営環境、経営戦略、業務等について理解するための勉強会等、新任の取締役、監査役各人の知識、経験を個別に加味したトレーニングを行っております。

【原則5 - 1】株主との建設的な対話に関する方針

当社では、IR活動の積極的な推進と適時かつ公平な情報開示をする旨をIRポリシーとして定めております。

このポリシーに基づき、株主に限定せず、広く機関投資家及び個人投資家に対し当社の活動を理解する上で有用な情報を提供し、対話を行います。

【補充原則5 - 1】

投資家との対話においては、それぞれの投資家の関心事を踏まえ、後記の補充原則5 - 1 に定める役割に基づき面談を行います。

【補充原則5 - 1】

- ）投資家との対話については財務担当取締役を統括責任者とし、IR部門・財務部門・経営企画部門・CSR推進部門が適宜これを補佐します。
  - ）各部門の責任者は、必要な情報を遅滞なく公表できるよう毎月1回の会議において公表に関連する情報を共有します。
  - ）決算及び第2四半期決算後には機関投資家向けの説明会を開催し、代表取締役と財務担当取締役が非財務情報までを含めた決算についての説明を行っております。また、毎四半期ごとに代表取締役または財務担当取締役が機関投資家を訪問しております。その他、財務担当取締役が毎年1回以上海外の機関投資家を訪問し、面談する機会を設けております。
- 個人投資家との対話については、財務担当取締役による会社説明会を毎年複数回実施しているほか、ホームページ上に専用ページを設け、業績、事業内容、経営方針などを分かりやすく掲載しております。

- 投資家との対話において上記1)で掲げた部門が得た意見は、財務担当取締役が取りまとめ、各取締役へフィードバックする態勢となっております。
- 当社では、内部者取引管理規程を定め、インサイダー情報に触れる可能性のある従業員及び役員への勉強会などを通じて情報管理を徹底しております。

【補充原則5 - 1】

毎年12月20日及び6月20日時点における株主名簿について、株主名簿上の株主構造を把握するとともに、実質的に当社の株式を所有する株主の調査を実施し、当該株主の把握に取り組んでおります。

なお、第58期より決算期が12月31日に変更となったことに伴い、第58期については、6月20日及び12月31日時点における株主名簿について、株主名簿上の株主構造を把握するとともに、実質的に当社の株式を所有する株主の調査を実施し、当該株主の把握に取り組みます。

【原則5 - 2】経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は5年を1サイクルとした中期5ヶ年事業構想を策定しております。構想の初年度においては、構想の概要と最終年度の売上高、各段階利益の目標を公表しております。この構想に基づき、各事業年度の始期において当該事業年度を中心とする事業テーマや売上高、段階利益目標と中期5ヶ年事業構想の進捗度を公表します。

現在の中期的な経営ビジョン「中期5ヶ年事業構想(2015年～2019年)」については、前述の【原則3 - 1】i) - に記載の通りであります。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,304,700	7.88
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	973,592	5.88
鴻池資産管理株式会社	960,000	5.80
村井 佳比子	741,812	4.48
北嶋 舞子	741,212	4.48
三井住友信託銀行株式会社	667,200	4.03
アジアグローバル3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員ACA株式会社	664,000	4.01
ミルボン協力企業持株会	479,478	2.90
JP MORGAN CHASE BANK (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	451,108	2.72
鴻池 一信	428,264	2.59

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

### 補足説明 更新

大株主の状況は、平成28年12月20日時点のものであります。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高畑省一郎	公認会計士													
濱口泰三	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

高畑省一郎	有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	当社では、他の取締役、監査役及び当社と特段の利害関係を有せず、独立した立場であり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと等、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準としております。また、当社の企業経営、事業展開に資する実績、経験、知見を備え、取締役会において積極的な意見・提言を期待できること等を満たす人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。 同氏は、公認会計士の資格を有しており、その財務及び会計知識並びに公認会計士としての経験を、当社のガバナンス体制のさらなる強化に活かしていただくこと、また、経営戦略研究所所長としての経験に基づき、当社の経営戦略への積極的な意見・提言を期待しております。
濱口泰三	有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	当社では、他の取締役、監査役及び当社と特段の利害関係を有せず、独立した立場であり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと等、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準としております。また、当社の企業経営、事業展開に資する実績、経験、知見を備え、取締役会において積極的な意見・提言を期待できること等を満たす人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。 同氏には、総合商社執行役員、食品商社の経営者としての経験に基づき、当社の海外への事業展開、グローバル化への積極的な意見・提言を期待しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬委員会は社外取締役2名(うち1名を委員長とします。)、社内取締役1名にを加え3名で構成しております。  
指名・報酬委員会は、重要な人事を決定する取締役会の前、及び取締役個別の報酬決定の前に関与され、それぞれの案を取締役会より諮問され、検討を行い、必要に応じて取締役会に対し助言を行います。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役、会計監査人、内部監査部の3者監査合同会議を定期的実施し、三様監査の充実を図ることで、経営監視機能の強化及び客観性、中立性の確保に取り組んでおります。  
・監査役、内部監査部(内部統制運営事務局)、CSR推進室(コンプライアンス・リスクマネジメント事務局)との合同会議を定期的実施し、主に業務執行に関するリスクマネジメントの向上のため、情報交換、相互連携を行っております。



社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
遠藤桂介	弁護士													
田多理	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠藤桂介		有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	当社では、他の取締役、監査役及び当社と特段の利害関係を有せず、独立した立場であり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと等、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準としております。また、高い専門性と、その専門分野における多様な経験を備え、当社の監査役監査の強化と、客観性・中立性の確保に資することができること等を満たす人物を独立社外監査役の候補者として選定しております。 同氏は、弁護士の資格を有しており、その法律知識並びに弁護士としての経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待しております。
田多理		有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	当社では、他の取締役、監査役及び当社と特段の利害関係を有せず、独立した立場であり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと等、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準としております。また、高い専門性と、その専門分野における多様な経験を備え、当社の監査役監査の強化と、客観性・中立性の確保に資することができること等を満たす人物を独立社外監査役の候補者として選定しております。 同氏は、税理士の資格を有しており、その会計及び税務に関する知識、並びに税理士としての経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----



## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び社内監査役の報酬につきましては、定額部分と、前事業年度の業績に応じて増減する部分と、中長期的な業績に連動する報酬として、役割に応じて一定額以上を持株会を通して自社株へ投資することを想定した部分で構成されております。また、取締役会は報酬額の決定に先立ち、社外取締役を中心とする指名・報酬委員会に報酬額の案を諮問し、必要に応じて助言を得ることとしております。

上記のような取組により、各取締役に業績及び株価を意識した職務遂行を促進する仕組みとなっております。

ただし、社外取締役及び社外監査役については業務執行から独立した立場であり、業績に連動する報酬はふさわしくないと考え、定額報酬のみとしております。

なお、役員退職慰労金制度については、平成19年3月19日開催の第47期定時株主総会の日をもって廃止いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別報酬の開示については、今後の研究事項と考えております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、株主総会にその総額の上限を上程し、決定された範囲で各取締役の職位に基づき設定しております。さらに前述の業績連動型報酬制度の導入についての補足説明に記載のとおり、各取締役に業績及び株価を意識した職務遂行を促進する仕組みも取り入れております。

一方、監査役及び社外取締役については業務執行から独立した立場であり、業績に連動する報酬はふさわしくないと考え、定額報酬のみとしております。

取締役会は報酬額の決定に先立ち、社外取締役を中心とする指名・報酬委員会に報酬額の案を諮問し、必要に応じて助言を得ることとしております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役は非常勤であります。ほぼ全ての取締役会に出席し自由に意見を述べていただくため、TV会議システムを活用し、遠隔地からも参加できる体制を整えております。

また、取締役会の資料を送付し、必要に応じて担当役員より説明を行うことで、当社の経営に理解を深めていただくよう取り組んでおります。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

< 経営・業務執行体制の状況 >

・取締役会は毎月1回開催され、重要事項はすべて付議されております。

・取締役会には決議事項だけでなく、重要な業務執行の状況、リスクの発生状況等様々な観点からの事項が報告され、必要に応じて対応が検討されております。

・経営に外部の視点を取り入れると同時に業務執行に対する監督機能を強化するため、独立性の高い社外取締役2名、社外監査役2名を選任し、ほぼ全ての取締役会に出席し、自由に意見を述べる取締役会運営を行っております。

< 監査の状況 >

(内部監査)

・内部監査部を社長直属の組織として設置し、グループ全体を対象に業務執行の適正性を監査し、その結果を社長及び常勤監査役に報告

しております。

- ・内部統制の整備、評価活動を内部監査部を中心に行っており、取締役会及び監査役会に報告しております。
- ・リスクマネジメント活動により網羅的に把握された事業リスクを、監査対象の選択にも活用することで、各関連部門による取組みだけでなく、全社的なリスクマネジメント活動を推進することに取り組んでおります。

(監査役監査)

- ・当社は常勤監査役1名と独立役員である非常勤の社外監査役2名で監査役会を構成しております。監査役は取締役会の他重要な会議への出席を通じ、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査しております。さらに、社外監査役はそれぞれの専門分野における豊富な経験と識見を生かし、独立的な視点で必要な助言、提言、意見を述べております。
- ・代表取締役と監査役は、定期的な意見交換を実施し、コーポレートガバナンスに関する課題の認識の共有化に努め、解決に向けた活動に結びつけております。
- ・リスクマネジメント活動により網羅的に把握された事業リスクを、監査対象選択の参考としております。

(会計士監査)

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく監査人に仰星監査法人を選任し、会計監査を受けております。業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数(更新日時点)は以下のとおりです。

業務執行社員 徳丸公義(3年)

業務執行社員 俣野朋子(2年)

(コーポレートガバナンスの機能強化のためのその他の体制)

- ・社外有識者とのアドバイザー契約により、適宜社外有識者の意見を取り入れる体制を整えております。
- ・監査役、内部監査部、CSR推進室の3者で内部統制、リスクマネジメント等の統制活動に関し検討する会議を定期的に行っております。
- ・リスクマネジメント活動を継続的に行い、事業リスクの網羅的な把握に努めております。
- ・内部者取引管理規程に内部の重要情報の管理、役職員の自社株取引の際の手続き等を定め運営することで、所謂インサイダー取引の発生を防止する体制を整えております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、業務執行に対する取締役会による監督と、監査役会による適法性、妥当性監査の二重チェック機能をもつ監査役設置会社の体制を選択しています。さらに、監査役、内部監査部、CSR推進室、会計監査人との情報交換、連携を強化し、企業活動全般に対するモニタリング・牽制機能を充実させることが、当社のコーポレートガバナンスの充実に資するものと考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、法定の期日より早い発送を行っており、今後も早期の発送に取り組めます。
電磁的方法による議決権の行使	当社は平成15年第43期定時株主総会より電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は平成28年3月開催の第56期定時株主総会より、議決権プラットフォーム(ICJ)に参加し、機関投資家の議決権行使環境の向上に取り組んでおります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は平成28年3月開催の第56期定時株主総会より、招集通知(要約)の英文でのHPでの提供を開始いたしました。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は以下のとおりIRポリシーを定め、当社のホームページにて公表しております。 URL <a href="http://www.milbon.co.jp/ir/policy/index.html">http://www.milbon.co.jp/ir/policy/index.html</a>  『当社は、継続的な利益成長を通じて株主・投資家の皆様の期待に応えること、そして、IR活動を通じて、当社の企業実態に対する理解を得ることに努め、株主・投資家の皆様との信頼関係を築いていくことが、公開企業としての使命であると考えております。こうした考えに基づき、株主・投資家の皆様に対して、当社の業績やその将来性に関する正確な姿をタイムリーに且つわかり易くご案内させていただくことによって適切なIR活動を推進してまいります。』	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は財務担当取締役による説明会を適宜実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表時の年2回開催し、当社社長がご説明させていただきますいております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当社では、財務担当取締役が年1回以上海外の投資家を個別訪問しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、決算短信、株主のみなさまへ、会社案内等IR資料の他、利益還元、株主優待、業績ハイライト等のお知らせ事項を当社ホームページに掲載しております。  URL <a href="http://www.milbon.co.jp/ir/index.html">http://www.milbon.co.jp/ir/index.html</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 管理部 経理・財務グループ IR室	
その他	当社では2011年度より、海外投資家向けの情報提供を充実させるため、適時開示資料の英訳版を作成し、ホームページに掲載する取り組みを行っております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明
------

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社はヘアデザイナー、エンドユーザーを始めとして、投資家、従業員、取引先や地域社会など事業活動に関わる皆様をステークホルダーと捉えております。ステークホルダーの皆様に対する我々の使命として、経営理念に、事業を通じて「業界、ひいては世界の国・地域に貢献」することを明文化しております。</p>																					
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社の生産拠点ではISO14001の認証を取得し、生産量の増加に伴ってCO2の低減が困難になる中で、あらゆる側面からエネルギー関連のムダ排除に取り組んでおります。また、労働安全衛生理念及び基本方針を定め、社員のみならず、請負業者、派遣社員等当社の生産拠点で働くすべての人の労働安全衛生の向上に取り組んでおります。</p>																					
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社は、重要な会社情報に関して、金融商品取引法及び東京証券取引所等の定める適時開示等に関する規則に則り、速やかに一般向けに、その後投資関係者に発表致します。また、発表する対象者によって情報の質・量に差をもうけることのないよう、公平性の確保に努めます。機関投資家・アナリスト等との説明会や個別ミーティングにおきましても、未公開情報あるいは重要事実等について、当社は一切言及致しません。</p> <p>できるだけ多くのステークホルダーの皆様に適時且つ同質な情報が行き渡るように、インターネットによる情報発信の充実を図ってまいります。</p>																					
その他	<p>当社の女性比率について</p> <table border="0"> <tr> <td>・役員(取締役及び監査役)の女性比率</td> <td>0%</td> <td>(0名)</td> </tr> <tr> <td>・管理職(取締役兼務者除く)の女性比率</td> <td>7%</td> <td>(12名)</td> </tr> <tr> <td>・正社員の女性比率</td> <td>34%</td> <td>(206名)</td> </tr> <tr> <td>・従業員の女性比率</td> <td>35%</td> <td>(236名)</td> </tr> <tr> <td>・過去3年の女性正社員の採用実績</td> <td>平成28年 55%</td> <td>(28名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成27年 54%</td> <td>(28名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成26年 47%</td> <td>(25名)</td> </tr> </table> <p>(平成28年12月21日時点)</p>	・役員(取締役及び監査役)の女性比率	0%	(0名)	・管理職(取締役兼務者除く)の女性比率	7%	(12名)	・正社員の女性比率	34%	(206名)	・従業員の女性比率	35%	(236名)	・過去3年の女性正社員の採用実績	平成28年 55%	(28名)		平成27年 54%	(28名)		平成26年 47%	(25名)
・役員(取締役及び監査役)の女性比率	0%	(0名)																				
・管理職(取締役兼務者除く)の女性比率	7%	(12名)																				
・正社員の女性比率	34%	(206名)																				
・従業員の女性比率	35%	(236名)																				
・過去3年の女性正社員の採用実績	平成28年 55%	(28名)																				
	平成27年 54%	(28名)																				
	平成26年 47%	(25名)																				

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成27年4月27日開催の取締役会におきまして、次のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決定し、実行しております。

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

##### 1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とし、全役職員に周知徹底するとともに、必要に応じ研修を行い、遵守されることを確保する。管理部は役職員による行動規範の遵守状況を監視し、その結果を必要に応じて取締役会に報告する。

また、反社会的勢力との関係の排除については、管理部を統括部門として、警察、企業防衛協議会、弁護士等の外部機関と緊密に連携し、反社会的な個人やグループに毅然たる態度で臨み、これらへの関与を明確に拒絶・排除する。

##### 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規程、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、これを保存、管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

##### 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、製品の安全性、品質、情報セキュリティなどに係るリスクについては、リスクマネジメント基本規程に則り、管理部を主管部門として、各部門におけるリスクについて情報を収集し、その把握に努めるとともに、全社的なリスク状況を分析し、必要に応じて規程の整備、研修の実施、マニュアルの作成・配布などを行うものとする。また、各部門はリスク発生時には直ちに管理部に通知するものとし、管理部は対策本部を設置する等の対応をとるものとする。

##### 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画書を年1回作成し、執行状況を財務報告書及び活動報告書により毎月取締役会で報告して管理する。また、職務権限規程及び稟議規程を運用することにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

##### 5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

###### イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社各社より毎月、当社の取締役会に対して財務報告書及び活動報告書を提出することにより、子会社の職務の執行に係る事項に関する当社への報告体制としている。

###### ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント基本規程、子会社管理規程に則り、管理部を主管部門として、各子会社におけるリスクについて情報を収集、分析し、必要に応じて規程の整備、研修の実施、マニュアルの作成・配布などを行うものとする。また、各子会社はリスク発生時には直ちに管理部に通知するものとし、管理部は必要に応じ対策本部を設置する等の対応をとるものとする。

###### ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社管理規程に則り、子会社の経営計画は当社の取締役会で年1回承認され、子会社より、毎月、当社の取締役会に対して財務報告書及び活動報告書を提出させるものとし、当社では必要に応じて、子会社に対し様々な支援を行い、子会社の取締役等の職務の有効性、効率性を確保する。

###### ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社管理規程、各子会社の就業規則等に則り、コンプライアンスに関する規程を各子会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とし、全役職員に周知徹底するとともに、必要に応じ研修を行い、遵守されることを確保する。管理部は各子会社のコンプライアンス上の問題、課題等を把握し、必要に応じて支援を行う。また、監査役、内部監査部は子会社を対象とした監査活動を行い、コンプライアンス上の問題の早期発見に努める。

##### 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、必要と認められる場合には、監査役の職務を補助すべき使用人を設置する。

##### 7) 上記6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では監査役の職務を補助すべく設置した使用人の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査役会の同意を必要とする。また、その使用人が監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役等の指揮・命令を受けない。

##### 8) 当社の監査役への報告に関する体制

###### イ. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加えて、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項をすみやかに報告する。監査役は取締役会において決議または報告される、会社の重要な業務執行に関する事実に関して、会議に出席または議事録等を閲覧することにより報告を得ることとする。

###### ロ. 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

各子会社の取締役等は、当社の監査役に対して、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項をすみやかに報告する。監査役は、子会社管理規程に基づき、各子会社より取締役会において報告される、各子会社の重要な業務執行、活動状況の報告に関して、会議に出席または議事録等を閲覧することにより報告を得ることとする。

##### 9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

子会社管理規程に則り、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

##### 10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は代表取締役毎年1回監査計画を提出し、代表取締役は監査の自主性を最大限尊重し、正当な理由なくこれを制限せず費用の前払及び償還を行うものとする。



11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は毎月1回取締役会において、必要に応じて取締役との意見交換を行う。また、年3回、監査役、監査法人及び内部監査部3者の意見交換会を開催する。

12) 財務計算に関する報告及び情報の適正性を確保するための体制

一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組み(「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準 内部統制の基本的枠組み」(2007年2月15日 企業会計審議会))に則り、内部統制基本規程において財務報告に係る内部統制の取り組み方針を定め、維持・運用し、その有効性を継続的に評価し、必要な是正・改善を行うことにより、財務報告の信頼性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

第57期における取り組みにつきましては、子会社も含め、上記(1)の業務の適正を確保するための体制に則った運用を実施しております。

その主な取り組みとしては以下のとおりです。

- ・経営計画書を作成し、その進捗状況を毎月の取締役会で報告、管理しております。
- ・リスクマネジメント基本規程に則り、日常のリスク対応を行うだけでなく、四半期毎に発生したリスクを取りまとめ、今後の取り組みにつき取締役会で報告、共有しております。
- ・役員にリスクマネジメントに関する勉強会を実施し、知識の習得と意識向上を図りました。
- ・「財務報告に係る内部統制基本計画書」を作成し、それに基づき、内部統制の整備と、運用状況の評価等を実施しました。
- ・監査役はほとんどの取締役会に出席し、取締役と積極的な意見交換を行い、また、監査法人、内部監査部との会議を設け、意見交換を行いました。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社におきましては、反社会的勢力との関係を排除するため、管理部を統括部門として、警察、企業防衛協議会、弁護士等の外部機関と緊密に連携し、反社会的な個人やグループに毅然たる態度で臨み、これらへの関与を明確に拒絶・排除いたします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針として、平成28年1月27日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の改訂及び継続を、平成28年3月17日開催の当社定時株主総会においてご承認いただくことを条件として発効させることを決議し、同株主総会においてこれをご承認いただきました。平成30年3月開催予定の定時株主総会終結の時まで有効な、当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下、「本対応方針」といいます。）を含む会社法施行規則第118条第3号所定の事項は以下のとおりです。

1 基本方針の内容(概要)

当社グループは『ミルボンは、ヘアデザイナーを通じて、美しい生き方を応援する事業展開をします。美しい生き方、美しい髪は人の心を豊かにします。豊かな心は文化を育みます。文化を大切にすることは平和をもたらします。ミルボンはそう信じて事業展開を推進し、業界、ひいては国、地域に貢献します。』を企業理念とし、事業領域を美容室、美容師に絞った事業活動を展開しております。そうした中で培った、以下の(1)から(3)が、当社グループの独自性であり、企業価値の源泉と考えています。

1) 販売力 = フィールドパーソンシステム

当社グループは、美容室とヘアデザイナーを支援するために、独自の営業体制を確立しています。単なる商品販売ではなく、美容室、エンドユーザーの声を真摯に聴き、課題を発見、対処法を考え提案します。美容室への教育活動を中核に、美容室の増収・増益に貢献します。当社グループでは、そのような活動を行う営業部員をフィールドパーソンと呼んでいます。

フィールドパーソンを育てるために、9ヶ月間に及び社内研修を実施しています。ヘアケアやカラーリング、パーマなどの基本的な美容技術に加え、美容業界の幅広い知識・経営分析・企画立案などの様々なスキルを習得しています。競合他社が真似のできない、当社グループ独自のビジネスモデルとなっています。

2) 商品開発力 = TAC 製品開発システム

美容室の現場で成功しているヘアデザイナー、さらにエンドユーザーに学びながら、美容ソフトと製品を開発するのが当社グループ独自の「TAC (Target Authority Customer) 製品開発システム」です。

ヘアカラー客が他店と比べて飛びぬけて多い美容室、ヘアケア客が飛びぬけて多い美容室など、テーマによって顧客からダントツの人気を集めている美容室・ヘアデザイナーには、成功技術(哲学、考え方、ヘアデザイン、美容技術)が存在しています。その成功技術を一般の美容室でも使えるように標準化し、それをサポートする製品を創ります。

3) 市場戦略 = フィールド活動システム

どのような市場環境においても、成長する美容室は存在しています。当社グループでは、成長している、または、成長する可能性の大きい美容室にフィールドパーソンの活動を集約することで、市場環境が悪化しても、当社グループも一緒に成長できるマーケティングを展開しています。

当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模買付行為に応じることを株主の皆さまに強要して不利益を与えるおそれがあるもの等、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも存すると考えられます。そのような大規模買付行為に対しては、当社としてこのような事態が生ずることのないように、あらかじめ何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。

もっとも、そのような大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆さまに委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、当社の経営には、当社の企業価値の源泉であるフィールドパーソンシステム、TAC 製品開発システム、フィールド活動システムを前提とした特有の経営ノウハウや、当社の従業員、仕入先などの協力業者、当社の直接取引先である代理店、さらに、その先の美容室等のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係等への深い理解が不可欠であります。

これらに関する十分な知識と理解なくしては、株主の皆さまが将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、平素から、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆さまにご理解いただくよう努めておりますが、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆さまに短期間の間に適切に判断していただくためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考えております。

なお、当社株主の皆さまがこのような判断を行うための十分な情報提供という観点から、大規模買付者自身の提供する情報に加え、それに対する当社取締役会の評価・検討に基づく意見や、場合によっては当社取締役会による代替案の提案も、当社株主の皆さまにとっては重要な判断材料になると考えます。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆さまにより適切にご判断いただけるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、係る情報提供がなされた後、当社取締役会において速やかにこれを検討・評価し、後述の特別委員会の勧告を最大限に尊重し、当社取締役会としての意見を取りまとめ一般に公開します。そして、当社取締役会が必要と判断した場合は、大規模買付者の提案の改善についての交渉、当社取締役会としての当社株主の皆さまへの代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が、これを具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが当社及び当社株主共同の利益に合致すると考え、以下のとおり当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、一定の対抗措置を取ることができるものいたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆さまの適切な判断を妨げ、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害を与えるなど当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、一定の対抗措置を取ることができるものいたします。

なお、当社は、現時点において、特定の第三者から大規模買付けを行う旨の通告や買収提案をうけておりません。

2 基本方針実現のための具体的な取り組み(概要)

当社グループは、2015年度(第56期)より、新たなブランドスローガン「美しさを拓く。Find Your Beauty」のもと、次の未来を見据えた中期的な経営ビジョン「中期5ヵ年事業構想(2015年～2019年)」を策定しております。その主な内容は以下のとおりです。



「教育を中心としたフィールド活動によって、世界の国・地域の美容に地域貢献し、日本発(初)、世界No.1のグローバルプロフェッショナルメーカーをめざします。」をグローバルビジョンとして掲げ、以下のような取り組みを通じてグローバル化を推進します。

#### 1) グローバル組織態勢

多文化対応ネットワーク型のグループ企業経営を目指します。

#### 2) グローバル商品戦略

グローバル研究開発・生産態勢を構築します。

#### 3) グローバル人材育成

グローバルな視野でリーダーシップを発揮する、経営感覚のある次期グローバルリーダーを育成します。

#### 4) グローバル市場展開

アジア3本柱構想(日本、東アジア、東南アジア)と欧米のネットワークの構築によって、グローバル事業展開を加速します。

#### 5) グローバル財務戦略

営業活動により獲得したフリーキャッシュの約半分を、生産能力の増強、新規営業拠点の設立・増強、M&A投資、化粧品ビジネスへの投資等、今後のさらなる成長のために投資し、一方、株主還元としては、配当性向40%を目安に安定的に実施したいと考えております。また、資本効率の目標として2019年度にROE12%以上を目指します。

このような取り組みを通して、当社グループは、「世界のヘア化粧品プロフェッショナル市場においてアジアNo.1、世界ベスト5入りをめざします。」を中期ビジョンとして掲げ、ヘアデザイナーと共に、世界の美容に貢献していきます。

当社グループは、経営の透明性、公平性を重視したコーポレート・ガバナンスを実施しております。さらに、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼が高まり、企業価値の向上につながると考えております。

当社は監査役制度を採用しており、現在、取締役は11名(うち社外取締役2名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。また、社外有識者とのアドバイザー契約により、適宜社外有識者の意見を取り入れる体制を整えております。

### 3 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組み(概要)

#### 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、イ)当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のために、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報(以下、「必要情報」といいます。)が提供され、ロ)大規模買付行為は、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する一定の評価期間が経過した後に開始されるものとする、というものです。

具体的には、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった場合、まず、その事実を速やかに開示します。さらに、大規模買付者には、当社取締役会に対して、必要情報を提供していただきます。

必要情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なり得るため、具体的には大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を記載した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社取締役会は、係る意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。その項目の一部は以下のとおりです。

- 1)大規模買付者及びそのグループの概要(大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- 2)大規模買付行為の目的及び内容(対価の種類及び価額、関連する取引の仕組み、買付方法及び関連する取引の適法性等を含みます。)
- 3)大規模買付行為の対価の価額の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- 4)大規模買付行為の資金の裏付け
- 5)当社の経営に参画した後に想定している経営者候補(当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- 6)大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは合理的に不十分と認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会の助言を受け、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。但し、当社取締役会は、追加的な情報提供の求めについても、特別委員会の助言を最大限尊重するものとし、無制限に追加的な情報提供の求めを行うことはいたしません。

当社取締役会は、提供された必要情報が、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。また、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した場合には、速やかにその旨を開示いたします。

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。ただし、特別委員会が後述の特別委員会の勧告期限の延期を勧告し、当社取締役会が、特別委員会の勧告期限を最大10日間延期した場合には、評価期間は、勧告期限が延期された日数に応じ、それぞれ最大10日間延長されるものとします。また、評価期間が延長される場合には延長される日数及び延長の理由を公表します。評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表します。また、評価期間中、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として代替案を公表して当社株主の皆さまに対し提示することもあります。従って、大規模買付行為は、評価期間(前述の勧告期限の延期がなされた場合は、これに伴う延長後の評価期間)の経過後にのみ開始されるものとします。

大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為、あるいは大規模買付ルールを遵守するものであっても当社に回復し難い損害を与えるなど、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置(対抗措置の公正さを担保するための手続き)や特別委員会規則の内容、株主・投資家の皆さまに与える影響等、ルールの有効期限等の具体的事項につきましては、下記ホームページでご覧いただけます。

([http://www.milbon.co.jp/ir/pdf/160127\\_baishu-bouei.pdf](http://www.milbon.co.jp/ir/pdf/160127_baishu-bouei.pdf))

#### 4 具体的な取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本対応方針が基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。

2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上述のとおり、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、当社企業価値、ひいては、当社株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

3) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成28年3月17日開催の当社定時株主総会において今般の改訂後の本対応方針の是非につき、株主の皆さまのご意思を問い、ご承認いただきましたことをもって、株主の皆さまの意向が反映されております。加えて、本対応方針の有効期間は平成30年の当社定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会、または取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆さまの意向が反映されるものとなっています。

4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の導入に当たり、取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆さまのために、本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置します。

本対応方針の導入に際し、特別委員会は、外部有識者と社外監査役等から構成いたします。

特別委員会は、大規模買付者から提供された必要情報が十分であるか、不足しているかを助言します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、特別委員会が、「特別委員会規則」に従い当該買付が当社の企業価値、ひいては、当社株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判断し、当社取締役会はその勧告を最大限に尊重することとします。特別委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆さまに情報開示いたします。

このように、独立性の高い特別委員会により、当社取締役会が恣意的に追加的な情報提供の求めを無制限に行うことや対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値、ひいては、当社株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

5) 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、上述のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的、かつ、詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6) 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。)の助言を受けることができるとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上述のとおり、本対応方針は当社株主総会あるいは取締役会の決議で廃止することができるため、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の任期について、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社はコーポレートガバナンス体制等について、以下の事項を今後の課題と考えております。

1. 今後の当社のコーポレートガバナンスのあり方を、代表取締役、取締役、監査役、内部監査部、CSR推進室等、コーポレートガバナンス向上に取り組む当事者が継続的に連携して検討、見直しを行う仕組みの構築を検討します。
2. 当社では積極的に事業のグローバル展開を進めており、今後も新たな海外市場の開拓、拠点の設置、海外の企業との提携等が考えられます。当社のコーポレートガバナンス体制も今後グローバルな対応ができるよう体制の再構築が課題と考えております。
3. 営業秘密や個人情報等、秘密情報の管理体制のさらなる強化を図るとともに、全社員のコンプライアンス意識の向上に取り組むことが必要です。
4. 製品に起因する大規模な健康被害、自然災害、不祥事や海外のカントリーリスク等の緊急事態や突発的事象に迅速・柔軟に対応できる危機管理体制、開示体制の見直しと再構築に取り組めます。

【コーポレートガバナンス体制】

